

【概要】ながと外国人観光客滞在促進事業補助金

一般社団法人長門市観光コンベンション協会では、日本国外を発着地とし、観光目的で長門市を訪れる団体旅行を対象に補助金を交付します。

1. 実施期間

2026年4月1日～2027年3月20日（予算がなくなり次第終了）

2. 助成対象者

訪日団体旅行を企画、実施または手配する旅行事業者で、国内または国外の関係法令に定める旅行業登録を受けている事業者

3. 助成要件

- ①2026年4月1日以降に実施され、2027年3月20日までに全行程が終了するもの。
- ②1回あたりの訪日外国人旅行客の送客数が10名以上であること。
※添乗員、通訳ガイド、運転手等はこれに含まない
- ③長門市内に宿泊すること。

4. 助成金額

最大 5,000円／人

（基本要件）長門市内に宿泊……………3,000円／人

（加算要件）長門市内で飲食……………1,000円／人

長門市内で有料体験……………1,000円／人

※添乗員、通訳ガイド、運転手等は助成対象外

※飲食は1人あたり3,000円以上を加算要件として認める

※体験は1人あたり1,000円以上を加算要件として認める

5. 交付上限額

通常期（4月・5月・6月・7月・8月・10月・11月・3月）：一事業者につき 30 万円

閑散期（9月・12月・1月・2月）：一事業者につき 60 万円

6. 申請の流れ

- ・別紙に定めるとおり。
- ・書類はHP(https://nanavi.jp/feature/inbound_tour_subsidy/)よりダウンロードすること。
- ・各種書類はメール提出可とする。

7. 受付

一般社団法人長門市観光コンベンション協会（担当：桑原）

住所：〒759-4106 山口県長門市仙崎4297-1

TEL：+81-837-27-0074

E-mail：kokusai@nanavi.jp

令和8年度 ながと外国人観光客滞在促進事業補助金 ～申請の流れ～

旅行会社

長門市観光コンベンション協会

① 申請

- ・申請書（様式第1号）
- ・旅行業登録証明書
- ・募集チラシ or ツアー行程表
- ・送客名簿

② 審査結果を通知

- ・交付決定通知書（様式第2号）

③ ツアー実施

④ 実績報告

※事業完了から20日以内または
2027年3月20日のいずれか早い日を
提出期限とする

- ・実績報告書（様式第4号）
- ・ツアー行程表（実績）
- ・送客名簿（実績）
- ・宿泊証明書
- ・飲食証明書
- ・体験証明書

⑤ 審査結果を通知

- ・交付確定通知書（様式第5号）

⑥ 請求書を提出

※2027年3月25日を提出期限とする

- ・交付請求書（様式第6号）

⑦ 指定口座に交付確定額を振込